決議第二千三百七十一号（二千十七年）９の規定の海産物の完全な禁止は、北朝鮮が漁業権を直接的又は間接的に販売又は移転することを禁止することを明確にするとともに、さらに、全ての国が、この決議の採択よりも前に書面契約が確定された、この規定により北朝鮮による移転、供給又は販売が禁止されている北朝鮮からの全ての商品及び製品に関連する販売及び取引につき、この決議の採択の日から三十日までの間であれば、この決議の採択の日から四十五日以内に委員会に対して提供されるこれらの輸入品の詳細を含む通知をもってのみ、これらの船荷の自国の領域への輸入を認めることができることを決定する。

7．全ての加盟国が、自国の領域を通じた又は自国の国民による、又は自国の旗を掲げる船舶、航空機、パイプライン、鉄道若しくは車両を用いた、北朝鮮への全ての工業機械類（統一システム番号第八十四類及び第八十五類）、輸送車両（統一システム番号第八十六類から第八十九類まで）及び鉄、鉄鋼及びその他金属（統一システム番号第七十二類から第八十三類まで）（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の直接又は間接の供給、販売又は移転を禁止することを決定するとともに、さらに、この規定は、北朝鮮の商業民間旅客機（現在、以下の航空機のモデル及び型により構成される：An-24R／RV、An-148-100B、I1-18D、I1-62M、Tu-134B-3、Tu-154B、Tu-204-100B及びTu-204-300）の安全な運用を維持するために必要な予備部品の提供には適用されないことを決定する。

8．決議第二千三百七十五号（二千十七年）17の規定の採択にもかかわらず、北朝鮮国民が、北朝鮮の禁止されている核及び弾道ミサイル計画を支援するために北朝鮮が使用する対外輸出収入を生み出す目的で、他国で引き続き働いていることに懸念を表明し、加盟国が、当該北朝鮮国民が当該加盟国の自国民である、又は、適用可能な国内法及び国際法（国際難民法、国際人権法、国際連合本部協定並びに国際連合の特権及び免除に関する条約を含む。）に従って送還が禁止されていると認定する場合を除くほか、加盟国が、直ちに、ただし、この決議の採択の日から二十四か月以内に、当該加盟国の管轄権内において収入を得ている全ての北朝鮮労働者を監視する全ての北朝鮮政府の安全監督員を北朝鮮に送還することを決定するとともに、さらに、全ての加盟国が、この決議の採択の日から十五か月以内に、この決議の採択の日から十二か月間に送還された、当該加盟国の管轄権内において収入を得ていた全ての北朝鮮国民に関する中間報告（該当する場合には、なぜそのような北朝鮮国民の半数に満たない数しか当該十二か月の期間終了までに送還されなかったのかについての理由の説明を含む。）を提出すること、及び、全ての加盟国が、この決議の採択の日から二十七か月以内に、最終報告を提出することを決定する。

9．北朝鮮が、詐欺的な海上行動を通じて石炭及びその他の禁止された品目を不正に輸出していること、及び、船舶間の移転を通じて石油を違法に入手していることに、強い懸念を持って留意し、加盟国が、当該船舶が決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）、第二千三百七十五号（二千十七年）又はこの決議により禁止されている活動又は品目の輸送に関与していると信じる合理的根拠を有する場合には、当該加盟国が、自国の港にいるいかなる船舶も押収、検査及び凍結（留め置き）すること、及び、自国の領海内にいる、自国の管轄権に服するいかなる船舶も押収、検査及び凍結（留め置き）できることを決定し、加盟国に対し、当該船舶が押収、検査及び凍結（留め置き）され次第、関連する船舶の旗国と協議することを奨励するとともに、さらに、当該船舶が凍結（留め置き）された日から六か月後、委員会が、個別の案件に応じて、また、旗国の要請を受けて、当該船舶がこれらの決議の将来の違反に貢献することを防止するために十分な対応がとられた旨決定する場合には、この規定が適用されないことを決定する。

10．加盟国が、北朝鮮が不正な貨物を直接的又は間接的に供給、販売、移転又は調達しようと試みていることを疑う情報を有する場合、当該加盟国が、問題になっている品目、商品又は製品が北朝鮮を原産地とするものであるかを認定するためを含め、その他の関連する加盟国に対し、追加的な海上及び輸送情報を要請することができることを決定し、さらに、そのような照会を受領した全ての加盟国が、適当な方法で、可能な限り速やかに当該要請に対応することを決定し、委員会が、専門家パネルの支援を受けつつ、迅速な手続を通じて、そのような情報要請の適時の調整を容易にすることを決定するとともに、事務総長に対し、このために必要な対応をとるとともに、この点に関し委員会及び専門家パネルに追加的な資源を提供するよう要請する。

11．決議第二千三百二十一号（二千十六年）22の規定を再確認するとともに、委員会が個別の案件に応じて、当該船舶が、専ら生計目的であり北朝鮮の個人若しくは団体により収入を生み出すために用いられない活動に従事している又は専ら人道的目的の活動に従事していることを決定する場合を除くほか、各加盟国が、自国民、自国の管轄権に服する者及び自国の領域内で設立された又は自国の管轄権に服する団体が、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）、第二千三百七十五号（二千十七年）又はこの決議により禁止されている活動又は品目の輸送に関与していたと信じる合理的根拠を有する船舶に対する保険又は再保険サービスの提供を禁止することを決定する。

12．決議第二千三百二十一号（二千十六年）24の規定を再確認し、各加盟国が、委員会が個別の案件に応じて事前に承認する場合を除き、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）、第二千三百七十五号（二千十七年）又はこの決議により禁止されている活動又は品目の輸送に関与していたと信じる合理的根拠を有するいかなる船舶の登録も解除すること、及び、自国民、自国の管轄権に服する者及び自国の領域内で設立された又は自国の管轄権に服する団体が、以後、そのような船舶に対して船舶分類サービスを提供することを禁止することを決定するとともに、さらに、加盟国が、個別の案件に応じて委員会が事前に承認する場合を除き、この規定に従って他の加盟国が登録を解除したそのような船舶の登録を行わないことを決定する。

13．北朝鮮船籍の、又は、北朝鮮に管理され、チャーターされ若しくは運航される船舶が、安全保障理事会決議の制裁監視を回避するために、完全な移動履歴を隠蔽するために自動船舶識別装置（ＡＩＳ）を切り、当該装置を作動させる要求を故意に無視していることに懸念を表明するとともに、加盟国に対し、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号